様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　　　2024年　　11月　　29日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃしばたさんぎょう  一般事業主の氏名又は名称　株式会社柴田産業  （ふりがな）しばた　やすのり  （法人の場合）代表者の氏名柴田　靖典  住所　〒812-0016  福岡県福岡市博多区博多駅南3丁目18番2号  法人番号　5290001018248  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX実現への取り組みについて | | 公表日 | 2024年　　9月　　12日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ・公表方法：当社ホームページにて公表 ・公表場所：https://shibata-industry.com/company/dx/  ・記載箇所：DX推進における基本方針 | | 記載内容抜粋 | 当社ではDXを通じて、お客様や社員の満足度を高め、業績の向上と持続可能な成長を目指しています。  具体的には、以下の3つの分野に注力しています。   1. プロセスの見直し   当社ではMicrosoft Power Platformや業務システムを活用して業務プロセスを見直し、従業員の生産性と効率を改善しています。   1. 社内データの活用   当社では社内データ分析を行うことでお客様にとって利便性の高いサービスを提供します。   1. DX推進人材の育成   当社ではDX推進人材の育成に取り組むことで、DXの意義や方法を理解し、自らDXの提案や実行に関われるようになりました。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて承認された公開文書 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX実現への取り組みについて | | 公表日 | 2024年　　9月　　12日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ・公表方法：当社ホームページにて公表 ・公表場所：https://shibata-industry.com/company/dx/  ・記載箇所：DXの活用の具体的な方策 | | 記載内容抜粋 | 当社では、DXの活用の具体的な方策として以下を考えています。   1. 社内業務のデジタル化   社内業務のデジタル化とは、部署別または個別に管理していたExcel資料や紙資料をデジタル化、一元管理することで社内業務の効率化が推進されることです。  当社では以下のような業務システムを導入しました。  ・販売管理システム  ・勤怠管理システム  ・経費精算管理システム   1. デジタルマーケティングへの活用   当社は、ガスの販売や保守サービスを提供する際に、顧客の契約情報や使用量などのデータをガス事業向けの管理システムに蓄積しています。そこで、当社はDXの一環として、システムから得られるデータをデジタルマーケティングに活用することを決めました。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて承認された公開文書 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ・公表方法：当社ホームページにて公表 ・公表場所：https://shibata-industry.com/company/dx/  ・記載箇所：DX推進体制の構築  ・記載箇所：DXの活用の具体的な方策 | | 記載内容抜粋 | 当社は、DXを効果的に進めるために、適切な体制を構築しています。具体的には、DX推進責任者、 DX推進部署、外部パートナーという3つの役割分担を行っています。  ・DX推進責任者：代表取締役社長  ・DX推進部署：ＩＴ課  ・外部パートナー：外部組織によるサポート  当社では、DX推進人材の育成に向けて以下のような取り組みを行っています。  ・研修セミナーに参加し最先端の技術を継続的に学習する  ・社内業務システム構築に関するプロジェクトマネジメントスキルを育成する  ・社員のDX活用に向けてマニュアルの整備、DX活  用法や情報リテラシー向上の勉強会を実施する |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ・公表方法：当社ホームページにて公表  ・公表場所：https://shibata-industry.com/company/dx/  ・記載箇所：DXを活用するための環境整備の具体的方策 | | 記載内容抜粋 | 当社はDXを活用するため以下の環境整備を整えました。   1. モバイルデバイスの支給   当社では、スタッフにモバイルデバイスを支給しており、業務に必要な情報を常に手元に置くことができます。このことで、スタッフは自由に時間や場所を選んで作業できるようになり、柔軟な働き方が可能になりました。また、デバイス上で社内業務システムにアクセスできるため、随時データの確認や更新ができ、業務の効率化にも貢献しています。   1. Teamsを利用したコミュニケーション   当社では、Teamsを活用してスタッフ同士のコミュニケーションを円滑に行い、情報共有や問題解決に役立てています。また、プロジェクトごとにチームを作成し、関係者間のコミュニケーションを促進しています。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX実現への取り組みについて | | 公表日 | 2024年　　9月　　12日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ・公表方法：当社ホームページにて公表  ・公表場所：https://shibata-industry.com/company/dx/  ・記載箇所：DX達成状況の評価指標について | | 記載内容抜粋 | 当社では、DXを推進するための戦略を策定し、社内業務のデジタル化、デジタルマーケティングへの活用、DX推進人材の育成という3つの柱で取り組んでいます。これらの取り組みの効果を測るために決めたDX達成状況の評価指標については以下の通りです。   1. 社内業務のデジタル化の指標   社内業務デジタル化件数：社内業務システムによりデジタル化された業務の件数です。この件数を増やすことで、業務の自動化やミスの削減を図ります。  ペーパーレス化件数：紙媒体から電子媒体に変更された業務の件数です。この件数を増やすことで、コストの削減や環境負荷の軽減を図ります。   1. デジタルマーケティングへの活用の指標   顧客入退去Web申込み率：顧客が入退去の手続きをWeb上で行う割合です。この割合を高めることで、顧客の利便性を向上させます。  クレジットカード変更率：顧客がクレジットカードの変更をWeb上で行う割合です。この割合を高めることで、顧客の忠誠度を向上させます。  保安点検Web申込み率：顧客が保安点検の申し込みをWeb上で行う割合です。この割合を高めることで、顧客の安心感を向上させます。   1. DX推進人材育成の指標   　外部セミナーを受講：DX推進メンバーは、最先端の技術やトレンドを学ぶために、月に1回は外部のセミナーに参加します。  社内各部署から担当者を選任し勉強会で実践：社内各部署から、DXに関心のあるスタッフを担当者として選任し、定期的に勉強会を開催します。これにより、スタッフのDXに対する知識や技能を高めます。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年　　9月　　12日 | | 発信方法 | ・公表方法：当社ホームページにて公表  ・公表場所：https://shibata-industry.com/company/dx/  ・記載箇所：代表メッセージ | | 発信内容 | 当社は、安全で快適な生活を支えるため、プロパンガスの供給と不動産事業に取り組んでおります。急速に変化する現代の社会環境に対応し、引き続き安心・安全なサービスを提供するためには、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進が不可欠です。  そのため、当社では社内業務の見直しとアナログからDXへの移行を進めており、会社全体で改革を行っております。この変革により業務の効率化や顧客サービスの向上を目指し、社員一同が協力して、安心・安全なサービスの実現に全力を尽くしてまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　　9月 | | 実施内容 | 「DX推進指標」の自己診断を行い、診断結果をIPAに提出 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　　8月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | Security Action制度の二つ星を自己宣言とともに情報セキュリティ基本方針を当社ホームページにて公表  ・公表場所：https://shibata-industry.com/company/dx/  ・記載箇所：サイバーセキュリティに関する対策 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。